

レンタル約款

第1条 (総則)

1. 本約款は、株式会社プランニング・ホッコー（以下「甲」という。）が提供する什器・備品類、光学機器及びパソコン並びにその周辺機器のレンタルサービス（以下「本サービス」という。）の利用条件を定めたものであり、お客様（以下「乙」という。）は本約款に同意した上で、本サービスを利用する。
2. 甲は、以下の各号に定める場合には、本約款を変更できるものとする。
 - (1) 本約款の変更が、お客様の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 甲は、本約款の変更を行う場合には、変更の効力発生時期を定め、かつ本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により、乙及びお客様に周知するものとする。
4. 前項の手続きを経た後も、乙が本サービスの利用を継続する場合には、乙は本約款の変更に同意したものとみなす。

第2条 (レンタル)

甲は乙に見積書または納品書（以下「見積書等」という。）記載の物件（以下「本物件」という。）をレンタルし、乙はこれを借り受ける。

第3条 (レンタル期間)

レンタル期間は、見積書等記載の期間とする。

第4条 (レンタル料)

乙が甲に支払うレンタル料及びその他の費用（以下「レンタル料等」という。）の額は、見積書等に記載するものとし、乙は甲が乙に発行する請求書の記載に従いレンタル料等を支払う。

第5条 (本物件の引き渡し)

甲は、乙の指定する場所において本物件を引き渡すものとし、引き渡しに要する費用は乙の負担とする。

第6条 (担保責任)

1. 甲は乙に対して、本物件の借り受けの時に本物件が正常な性能を備えていることのみを担保とし、乙の使用目的への適合性については担保しない。
2. 乙は甲に対して、本物件引き渡し後直ちに性能の欠陥を通知しなかったときは、本物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとする。
3. 乙の責に帰すべき事由によらずに生じた性能の欠陥により本物件が正常に作動しないときは、甲は本物件を修理または交換する。この場合は、甲は乙に対して損害賠償の責は負わない。
4. 甲は前項に規定する以外には、本物件が正常に作動しないことに関して、責任を負わない。

第7条 (本物件の保管、使用、維持)

1. 乙は、本物件の保管、使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱うものとする。なお、乙は本物件の保管、使用、維持に要する消耗品代その他の費用を負担する。
2. 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに設置場所以外への本物件の移動、改造、加工等を行なわない。
3. 本物件またはその設置、保管もしくは使用によって、第三者に与えた損害については、乙がこれを賠償する。
4. 乙は、本物件の第三者への譲渡または本物件に担保権を設定する等、甲の権利を侵害する一切の行為をしてはならない。

第8条 (プログラムの複製等の禁止)

1. 本物件の全部または一部にプログラムが含まれる場合、乙はそのプログラムに関して次の行為をしてはならない。
 - (1) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再利用権を設定し、または第三者に複製して使用させること。
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること。
 - (3) プログラムを変更し、または改作すること。

2. 乙は、甲からプログラム機密保持のために必要な措置を求められたときは、これに従う。

第9条（本物件の故障、損耗、滅失、毀損、盗難）

1. 乙の責に帰すべき事由によらずに生じた本物件の通常使用における損耗、故障については、甲が代替機との交換または修理を行う。
2. 乙は本物件を善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとし、本物件の返還までに生じた本物件の滅失、毀損または盗難等による返還不能（火災や偶発事故などを含むがこれに限らない）については、乙が甲に生じた損害を賠償する。ただし、当該滅失、既存または盗難等が専ら甲の責めに帰すべき事由による場合には、この限りではない。

第9条（確約事項）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

- (1) 自らが暴力関係者（暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 暴力団関係者に自己の名義を利用させ、本サービスを利用するものではないこと。
- (3) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為を行わないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。
- (5) 自らまたは第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行わないこと。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為を行わないこと。
- (7) その他、前各号に準ずる行為を行わないこと。

第10条（本サービスの解除）

乙が次の各号の一に該当する場合は、甲は乙に対して何らの通知や催告を要せず、直ちに本サービスを解除することができる。

- (1) 本約款の規定に違反することが判明したとき。
- (2) 故意または重大な過失により、本物件に修理不能の損害を与え、または滅失したとき。
- (3) 第三者より強制執行、競売の申し立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあり、またはこの申し立てをしたとき。
- (5) 銀行取引停止処分があったとき。
- (6) 主務官庁より、営業許可取り消し、営業停止、その他の行政処分を受けたとき。
- (7) 支払停止または支払不能の状態に陥ったとき。
- (8) 信用資力の著しい低下があったとき、または信用資力に影響を及ぼす変更があったとき。
- (9) 相手方の信用を失墜するような行為もしくは事実があったとき。
- (10) その他本約款に違反したとき。

第11条（本物件の返還）

1. レンタル期間の満了、解除、その他の理由により本サービスが終了した場合は、乙は甲に対して本物件を原状に復した上で、直ちに甲の指定する場所へ返還する。
2. 乙は、本物件に自己が所有するデータ（電子情報等）がある場合には、そのデータを消去して返還するものとする。甲は、返還を受けた本物件に乙所有のデータが残存する場合、そのデータの毀損、漏洩等に起因して乙その他第三者に生じた損害に関しては、一切責任を負わない。

第12条（秘密保持）

甲及び乙は、本約款に基づく本サービスの利用または提供の過程で知り得た相手方の技術上、その他業務上の秘密や情報等を事由の如何に問わず第三者へ開示、漏洩してはならない。また、本サービスを利用または提供する以外の目的で利用してはならない。

第13条（専属的合意管轄裁判所）

本約款に関し、万一紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを、甲乙は予め合意する。

附則 本約款は令和2年8月25日以降の本サービスについて適用される。